

## フードドライブ参加促進動画制作業務仕様書

### 1 業務名称

フードドライブ参加促進動画制作業務

### 2 業務目的

兵庫県では、食品ロス削減に向け、家庭で余った食品を地域資源として活用する「ひょうごフードドライブ」の取組を実施している。県民意識調査（令和7年度）によると、県民の食品ロス対策への意識は一定程度見られる一方、フードドライブの認知は十分とは言えず、食品ロス削減の意識が行動に結びついていない状況が見られる。

本業務では、フードドライブの取組内容や食品の流れ（寄付から活用まで）を可視化した動画を制作し、取組への理解を促すとともに、「自分の行動が地域の役に立っている」と実感・納得できるようにし、参加行動につなげる。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 委託料（限度額）

総額 1,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 業務内容

#### （1）動画制作業務

##### ア 基本方針

本動画で主に打ち出す内容は、「地域課題（食品ロス × 食品を必要とする人・団体）」と、それをつなぐ仕組みである。単なる認知向上や意図的な感動喚起を目的とするものではなく、次の点を重視すること。

- ・食品ロス（環境課題）と食品を必要とする人・団体（福祉課題）が同時に存在している現実
- ・それらをつなぐ仕組みとしてのフードドライブ
- ・寄付された食品の具体的な流れと活用実態

これらを丁寧を示すことで、「確かに役立っている」「自分にもできる」と感じられる構成とする。

※福祉活動のPRに偏った構成や、過度な演出は行わないこと。

##### イ 対象者

フードドライブを知らない、又は参加したことのない一般消費者

##### ウ 基本構成

動画は、次の流れを基本として構成すること。

- ① 食品ロスの現実（まだ食べられる食品が余っている事実）
- ② 食品を必要とする現場（子ども食堂等で食品が必要とされている現実）
- ③ 地域内の課題の併存（同じ地域で余っている食品と、足りていない食事が同時に存在する）
- ④ 解決の仕組みとしてのフードドライブ（行政・支援団体が管理している点を明確化）
- ⑤ 寄付食品の回収・管理・提供の流れ
- ⑥ 活用状況（寄付された食品が調理され、食事になっている映像 等）
- ⑦ 前提の再確認と行動提起  
「まず余らせない」＋「それでも余ったとき、無駄にしない選択がある」

## エ 動画仕様

- ・横型動画（16:9）：90秒～120秒程度（YouTube等での活用を想定）
- ・縦型動画（9:16）：30秒程度（SNSでの活用を想定）  
※縦型動画は、SNSの視聴特性を踏まえた構成・演出により別途制作すること。
- ・解像度：4K以上で撮影
- ・形式：H.264/MPEG-4 AVC形式
- ・視聴環境：パソコン、スマートフォン、タブレットでの視聴に対応

## オ 実施業務

受託者は、次に掲げる業務を一体的に実施すること。

- ・企画構成及び台本作成
- ・演出設計
- ・取材及び撮影（必須）
- ・出演交渉及び出演承諾の取得
- ・編集（音声・テロップ等を含む）
- ・著作権及び肖像権の処理

※取材先は委託者が選定および許可取得を行い、日程調整等の実務的調整は受託者が行う。

## 6 成果物及び納品

- ・DVD（DVD-VIDEO形式）：3セット
- ・動画データ一式（USBメモリ）：完成動画データ（高・中・低画質の3種）

## 7 業務管理

### （1）実施体制

受託者は、本業務の遂行にあたり、業務責任者、担当者、連絡窓口を明示すること。

### （2）業務計画書

契約締結後、受託者は、本業務における作業項目、制作工程、スケジュール及び業務管理方法等を

記載した業務計画書を作成し、委託者と協議の上、確定すること。

### (3) スケジュール (予定)

契約締結：令和8年8月初旬

動画制作：令和8年8月～9月 (予定)

最終納品：令和8年9月末 (予定)

実績報告書提出：令和8年10月中 (予定)

※詳細なスケジュールは委託者と受託者で協議の上、業務計画書により定める。

## 8 業務遂行上の留意事項

### (1) 契約の締結

ア 本企画提案は受託者を選定するために行うものであり、業務内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 受託者は、前号の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を委託者に提出する。

### (2) 費用負担

業務に必要な経費は、取材調整費、撮影費、編集費、交通費、著作権使用料、連絡調整等にかかる費用も含めてすべて契約金額に含むものとする。

### (3) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

### (4) 納品物の利用 (二次利用)

本業務の成果物の著作権は、兵庫県に帰属するものとし、兵庫県は本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。なお、第三者が権利を有する著作権については、受託者が業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとする。

### (5) 業務完了後の瑕疵

委託者が、受託者の責めに帰すべき理由による納入物の不良箇所を発見した場合、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

### (6) 納品データの安全管理

撮影データ及び編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合

は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

#### (7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならず、契約終了後もまた同様とする。

#### (8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、適切に管理しなければならない。

#### (9) 生成 AI の取扱い

受託者は、本業務において生成 AI 等を使用する場合には、著作権、肖像権、個人情報等の取扱いに十分留意し、関係法令を遵守するものとする。

#### (10) 著作権・肖像権等

ア 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

イ 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・図画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

#### (11) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

#### (12) 協議

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従う。

#### (13) 法令遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のな

いようにすること。

**(14) その他**

- ア 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。
- イ 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、受託者は、仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。
- ウ 受託者は、業務終了後、実績報告書を提出すること。